

研究活動における不正行為の通報等受付窓口

2018年9月27日

一般財団法人 地球・人間環境フォーラム

一般財団法人 地球・人間環境フォーラム（以下「本フォーラム」という。）の不正行為の防止の実施体制に関する規則（以下「規則」という。）第7条に基づき、以下のように通報等受付窓口を設置します。

1 通報等受付窓口

受付窓口：地球・人間環境フォーラム 専務理事

電話：03-5825-9735、FAX：03-5825-9737

メールアドレス：grievance[アットマーク]gef.or.jp

2 通報の対象となる不正行為

通報の対象となる研究活動上の不正行為は、次に掲げる行為とします。ただし、故意によるものでないことが根拠をもって明らかにされた場合は除きます。

- (1) 捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。
- (4) 二重投稿等：研究成果の不適切な公表、及びこれに係る証拠隠滅又は立証妨害

3 通報の方法

通報・相談は原則として氏名を明らかにして、書面、電話、面談、電子メールの方法により行ってください。不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的合理的理由が明示されているもののみ受け付けます。

4 通報者の保護等

不正行為に関する通報・相談者及び調査協力者に対しては、不利益を受けないよう十分な配慮を行います。なお、告発者には調査への協力を求めることがあること、また悪意に基づく告発の場合は、告発者の氏名等を公表することをご了解願います。

関連規定

- ・不正行為の防止の実施体制に関する規則
- ・研究活動における不正行為への対応に関する細則